

大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 令和3年11月10日(水)午後3時00分～午後4時00分
2. 開催場所 大和高田市役所 5階会議室6
3. 出席委員 農業委員13名、推進委員4名

農業委員	氏名	農業委員	氏名	推進委員	氏名
1	西川 達也	8	弓場 一郎	1	安井 進
2	小川 隆興	9	藤岡 秀信	2	鬼頭 淳悟
3	前田 全計	10	奥本 正嗣	3	松村 謙三
4	鷺山 久雄	11	本郷 保則	4	米田 博明
5	吉井己容子	12	吉岡 重治		
6	梅田 昌宏	13	中江 彰		
7	上田美加子				

4. 欠席委員 (0名)

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名

- 第2 会議書記の指名

- 第3 議事案件

- 議第1号 農地法第3条第1項について申請の件

- 議第2号 農地法第5条規定による申請の件

- 議第3号 その他

- 1) 施行規則該当転用について

- 2) 畑作転換申請承認について

- 3) 相続税猶予の適格者証明について

- 4) 専決処分の報告について

- 報告第1号 農地一時転用願いの件

- 報告第2号 公共転用の通知の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 東浦章仁

7. 会議の概要

議長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から11月の定例委員会を開催致します。本日は、農業委員13名出席で、定数は満たされておりますので、総会が成立することを報告致します。

(会長あいさつ)

議長 それでは、議事日程、第1、議事録署名委員の指名についてお諮り致します。私から指名させて頂くことに異議などございませんか。

(異議なしの声有り)

議長 異議なしの声がありましたので、本日の議事録署名委員に7番、上田委員さんと9番、藤岡副会長のお二人を指名致します。

続いて議事日程、第2、会議書記の指名には、事務局の東浦局長を指名しますので、

よろしくお願ひ致します。

議 長

それでは、ただ今から議事日程、第3、議事に入ります。

まず、議第1号を議題と致します。

事務局から説明をお願いします。

事務局

議第1号、農地法第3条第1項について申請の件を説明致します。

本件は、農地を農地として耕作するため売買による所有権の移転でございます。

番号1番、申請地、大字藤森□□番1 (田) □□□□㎡、

譲受人、広陵町百済、□□□、譲渡人、広陵町百済、□□□

売買による所有権の移動で、申請理由は、規模拡大でございます。

譲受人の耕作地面積は、9083㎡と下限面積は満たしております。

場所は、調査順序表第3番目、松塚大池の□□側のところです。

以上、議第1号につきましては、1件の申請で、申請に伴う書類等はいずれも具備致しております。

続きまして、今回の申請に伴い記載された内容について、審査基準の農地法第3条第2項の検討結果について説明させていただきます。

まず、譲受人が権利の取得後において、今回取得する農地を含めた、すべての農地を効率的に利用し、耕作されるかという全部効率利用要件につきましては、譲受人、又はその世帯員の耕作に必要な機械の保有状況や農作業の従事者の人数や日数から見て、いずれも現在保有しているすべての農地の耕作状況、又は管理状況から、今回取得する農地も含めて、今後も引き続き効率的に利用することが見込まれますので、支障がないものと判断致します。

次に、権利の取得後に耕作に必要な農作業に従事するかという常時従事要件については、申請書に記載されている本人も含めた世帯員等の農作業の従事状況からも、譲受人は、取得後も農作業に常時従事することが見込まれます。

また、周辺の地域との調和要件につきましては、申請者又は世帯員等の耕作の内容及び耕作規模からしても、農業上の総合的利用には、いずれも従来のおり支障がないものと考えます。以上、今回の案件につきましては、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可用件のすべてを満たすものと判断致します。

ご審議よろしくお願ひ致します。

議 長

ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議第1号につきまして何かご意見、ご質問等ございませんか。

(なしの声有り)

議 長

質問がないようですので採決致します。

それでは、議第1号、農地法第3条第1項について申請の件に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手／多数挙手)

議 長

(全員挙手／多数挙手) ですので、議第1号は、委員会処理に決定致します。

続いて、議第2号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局

議第2号、農地法第5条規定による申請の件について説明致します。

本件は、市街化調整区域の農地を売買による所有権移転の設定や使用貸借権の設定により、農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。

番号1番、申請地、大字今里川合方□□番1 (田) □□□□㎡、

譲受人、旭南町、□□□□□□□□□□、譲渡人、今里町、□□□□□□、売買による所有権移転により、露天駐車場及び露天資材置場にするための転用申請でございます。場所は、調査順序表第5番目、大和高田市クリーンセンターより□に□□□mのところでございます。

番号2番、申請地、大字出□□□番(畑) □□□□m²、譲受人、大字出、□□□□、譲渡人、大字曾大根、□□□□、売買による所有権移転により、露天駐車場にするための転用申請でございます。場所は、調査順序表第6番目、高田バイパス出交差点より□□に□□□m高田バイパス□側のところでございます。

番号3番、申請地、大字池尻□□□番1の一部(田) □□□□m²の内□□□. □□m²、譲受人、葛城市、□□□□・□□□□、譲渡人、桜井市、□□□□、使用貸借権の設定により、一戸建専用住宅を建築するための転用申請でございます。場所は、調査順序表第2番目、高田生花地方卸売市場より□に□□□mのところでございます。

以上、議第2号につきましては、3件の申請で、申請に伴う書類等は具備致しております。

議長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長 　それでは農地部会より審議内容の報告をさせていただきます。

番号1、大字今里川合方の□□□□□□□□□□さんの露天駐車場及び露天資材置場への転用申請であります。申請地の現況は、稲刈り後の状態です。

周囲の状況は、北側は宅地、南側は里道、東側は水路と道路、西側は水路です。

既設の擁壁を利用して地上げし、土砂の流出がないように造成されます。雨水は、自然浸透で東側既設水路に排水されます。隣接農地はございません。今里水利組合から同意を得ています。周囲への被害はないものと思われま

す。番号2、大字出の□□□□さんの露天駐車場への転用申請であります。申請地の現況は、畑作されています。

周囲の状況は、北側と西側は農地、南側は譲受人の自宅、東側は水路です。

周囲に擁壁をもうけ地上げし、土砂の流出がないように造成されます。

雨水は、自然浸透で東側既設水路に排水されます。隣接農地の方々や出水利組合からも同意を得ています。周囲への被害はないものと思われま

す。番号3、大字池尻の□□□□さんの一戸建専用住宅への転用申請であります。申請地の現況は、休耕されています。父親が所有する農地に使用貸借権の設定をし、住宅を建築されます。周囲の状況は、北側は農地、南側は里道、東側は水路、西側は道路です。周囲に擁壁をもうけ地上げし、土砂の流出がないように造成されます。汚水は浄化槽をもうけ、雨水とともに西側の既設水路に排水されます。隣接農地の方や池尻水利組合からも同意を得ています。

周囲への被害はないものと思われま

す。いずれも妥当な申請であろうという審議結果でした。以上報告させていただきます。

議長 　ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて事務局から、農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について説明をお願いします
事務局 　それでは説明させていただきます。

番号1番の農地区分につきましては、10ha未満の集団農地内に位置しており、第2種農地に該当致します。

資力及び信用につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で、金融機関の通帳の写しが添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。

次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、許可後すぐに着工し、約1ヶ月半で完成予定をされているようで確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画配置図からして妥当な面積であると考えます。

番号2番の農地区分につきましては、街を形成している区域の宅地の占める割合が40パーセントを超えており、第3種農地と判断致します。

資力及び信用につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で、金融機関の通帳の写しが添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。

次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、許可後すぐに着工し、約3ヶ月で完成予定をされているようで確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画配置図からして妥当な面積であると考えます。

番号3番の農地区分につきましては、水管、ガス管の埋設された4m以上の道路に面し、周辺500m以内に2ヶ所以上の医療施設があり、第3種農地に該当致します。

資力及び信用につきましては、必要な資金は金融機関の借入れを利用し建築する計画で金融機関からの融資証明書は添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。

次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、許可後すぐに着工し、約6ヶ月で完成予定をされているようで確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画配置図からして妥当な面積であると考えます。

以上、ご審議よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、この議第2号について何かご意見、ご質問などある方は挙手でお願い致します。
(なしの声有り)

議長 　ご意見、ご質問などがないようですので、採決致します。
議第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手でお願い致します。
(全員挙手／多数挙手)

議長 　(全員賛成／賛成多数) ですので、議第2号は県へ送付することに決定致します。
続いて議第3号を議題と致します。それでは事務局から説明願います。

事務局 　議案書2ページ、議第3号、その他の1番、農地法施行規則該当転用届について説明致します。

本件は、農地の転用の規則の例外として農地法施行規則第29条第1号に定められた転用届出でございます。転用の例外として、自ら耕作する他の農地の保全・利用増進の為に供する場合、又は2アール未満の農地を自らの耕作のための農業用施設に供する場合は、許可不要ということになっております。本市では転用される際には、届

出ていただくこととしております。今回は農道の拡幅をして使用されるということでの案件となります。

番号1番、届出地、大字池田〇〇番1の一部(田)〇〇〇㎡の内、〇〇.〇〇㎡
申請人、大字大谷、〇〇〇〇〇

届出による農地の利用状況は、農道としての利用でございます。場所は、調査順序表第7番目、大和大谷別院より〇に約〇〇〇mです。

番号2番、届出地、大字池田〇〇番1の一部(田)〇〇〇〇㎡の内、〇〇㎡
申請人、大字大谷、〇〇〇〇

届出による農地の利用状況は、農道としての利用でございます。場所は、調査順序表第8番目、大和大谷別院より〇に約〇〇〇mです。

番号3番、届出地、大字池田〇〇番6の一部(田)〇〇〇㎡の内、〇〇㎡
申請人、香芝市、〇〇〇〇、〇〇〇〇〇

届出による農地の利用状況は、農道としての利用でございます。場所は、調査順序表第9番目、大和大谷別院より〇に約〇〇〇mです。

以上、その他の1番、農地法施行規則該当転用届については、3件の届出で、書類等は具備致しております。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局より説明が終わりましたが、農地部会で現地調査を願っておりますので調査結果の説明を願います。

部会長 それでは農地部会より審議内容の報告をさせていただきます。

番号1、申請地は、大字池田〇〇番1の一部で、地目は 田 面積は、〇〇〇㎡の内、〇〇.〇〇㎡です。申請人は、大字大谷の 〇〇〇〇〇さんです。

申請場所は、大和大谷別院より〇に約〇〇〇mのところ、現況は田です。農道を拡幅するため、施行規則第29条転用の届出をされたものです。

番号1番、2番、3番の農地で一連の農道拡幅を計画されています。

番号2、申請地は、大字池田〇〇番1の一部で、地目は 田、面積は、〇〇〇〇㎡の内、〇〇㎡です。申請人は、大字大谷の 〇〇〇〇さんです。申請場所は、大和大谷別院より〇に約〇〇〇mのところ、現況は田です。

令和2年12月に農道にするための転用届出をされましたが、水路用地を確保するため、既設の農道の拡幅をされる計画です。

番号3、申請地は、大字池田〇〇番6の一部で、地目は 田、面積は、〇〇〇㎡の内、〇〇㎡です。申請人は、香芝市の 〇〇〇〇さんと〇〇〇〇〇さんです。

申請場所は、大和大谷別院より〇に約〇〇〇mのところ、現況は畑です。

令和2年12月に農道にするための転用届出をされましたが、水路用地を確保するため、既設の農道の拡幅をされる計画です。周囲に被害はないものと思われま

いずれも妥当な届出であろうという審議結果でした。

ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ただ今、農地部会長並びに事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見ご質問等ございませんか。

(なしの声あり)

- 議 長 ご意見ご質問ないようですので、採決致します。
 それでは、議第3号、その他の1番、農地法施行規則該当転用届について、承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願い致します。
 (全員挙手)
- 議 長 全員賛成ですので、議第3号、その他の1番につきましては、事務局処理に決定致します。次に議第3号、その他の2番を議題と致します。
 事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議第3号その他の2番、畑作転換申請承認について説明致します。
 番号1番、申請地、大字神楽□□□番2(田) □□□㎡
 申請人、大字神楽、□□□□
 場所は、現地調査順序表1番、池尻西池より□□に約□□□mのところであります。
 番号2番、申請地、大字松塚□□□番1(畑) □□□㎡
 申請人、檀原市、□□□□
 場所は、現地調査順序表4番近鉄松塚駅より□に約□□mのところであります。
 以上、畑作転換申請の承認につきましては、2件の申請で、書類等は具備されております。ご審議よろしくお願い致します。
- 議 長 事務局より説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき、審議頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。
- 農地部会長 それでは報告させていただきます。
 番号1、大字神楽 □□□□さんからの申請です。
 現況は、休耕されています。約50cm程度、盛り土する計画です。
 作付け計画は、季節の野菜を栽培され自己消費されるとのことでした。
 周囲に影響はないものと思われまます。
 番号2、大字松塚 □□□□さんの申請です。現況は、果樹を栽培されています。
 以前から畑として利用されていましたが、地目が雑種地での利用でした。
 今回、登記地目を畑に変更され、農地台帳への登載申請がありました。
 どちらも妥当な申請であろうという審議結果でした。以上、報告させていただきます。
- 議 長 それでは、農地部会長並びに事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問等ありませんか。
 (なしの声あり)
- 議 長 ご意見ご質問ないようですので採決致します。
 それでは、議第3号、その他の2番、畑作転換申請を承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。
 (全員挙手/挙手多数)
- 議 長 (全員賛成/賛成多数)ですので、議第3号その他の2番については事務局処理に決定致します。
 次に議第3号その他の3番を議題と致します。事務局より説明願います。
- 事務局 議案書3ページをお願いします。議第3号、その他の3番、相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について説明致します。本件は、租税特別措置法第70条の6の規定の適用を受けるため、証明の願出をされているもので、税務署への相続税申告の書類の一部として必要になるものでございます。

番号1番、所在地、大字神楽□□□番5 地目は田、面積は、合計□□□□㎡、
相続人、広陵町、□□□□、被相続人、広陵町、□□□□、

以上の調査内容と致しまして、相続人が引き続き農業経営を行うとのことでありますので、あらかじめ事務局で、証明に伴う調査書により令和3年11月1日に現況が適切な農地であり、以前より相続人が耕作の手伝いをされていることの実事確認を致しましたので、適格要件を満たしているとの判断を致しております。ご決定を頂きますと申請者に証明書を交付するものでございます。ご審議よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件につきまして何かご意見ご質問などございませんか。何かございましたら挙手でお願いします。

(なしの声あり)

議長 ご質問などがございませんので採決致します。それでは、議第3号、その他3番について、承認することに賛成の方は挙手でお願い致します。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議第3号、その他の3番、相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認については、事務局処理に決定致します。

それでは議第3号、その他の4番を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局 議第3号その他の4番、専決処分報告について報告第1号、農地一時転用願いの件について説明致します。

番号1番、届出地、大字勝目□番の一部(田) □□□□㎡の内、□□□㎡、

届出地所有者、大字勝目、□□□□、使用期間は、令和3年8月1日から令和5年2月28日の1年6ヶ月間です。

番号2番、届出地、大字勝目□番1の一部(田) □□□□㎡の内、□□□㎡、

届出地所有者、大字勝目、□□□□、使用期間は令和3年8月1日から令和5年2月28日の1年6ヶ月間です。

番号3番、届出地、大字勝目□番1(田) □□□㎡、

届出地所有者、大字勝目、□□□、使用期間は、令和3年9月1日から令和5年5月31日の1年8ヶ月間です。

番号4番、届出地、大字勝目□番1(田) □□□㎡、

届出地所有者、大字勝目、□□□、使用期間は、令和3年9月1日から令和5年5月31日の1年8ヶ月間です。

いずれも願出人は、奈良市、国土交通省近畿地方整備局 奈良国道事務所、一般国道24号 大和御所道路整備事業に伴う工事用資材置場としての使用のためです。

以上、農地一時転用願いにつきましては、4件4筆の通知でございます。

議長 報告第1号、農地一時転用願いの件につきましては、ただ今の事務局からの説明をもちまして、委員の皆様への報告とさせていただきます。

次に、議第3号、その他の4番 報告第2号を議題と致します。

事務局から説明願います。

事務局 議案書4ページをお願いします。報告第2号、公共転用の通知の件について説明致します。

農地法施行規則第53条第5号において、地方公共団体が当該市町村の区域内にある農地を、道路、河川、水路、その他施設等(施行規則25条第1号から第3号までにかかげる施設)の用に供するためのものは許可不要でございますが、農業委員会に

通知としてお知らせ頂いているものでございます。

番号1番、転用届出地、

大字大谷□□□番37(畑)□. □□m²、譲渡人、大字大谷、□□□□、転用目的は、公衆用道路に転用するためでございます。

以上、公共転用の通知につきましては1件の通知でございます。

議長 報告第2号については、ただ今の事務局からの説明をもちまして、委員の皆様への報告とさせていただきます。

議案審議につきましては、以上でございますが、その他何かございませんか。

(なしの声あり)

議長 ないようですので、これで11月の定例委員会を終了いたします。

委員の皆様方、大変ご苦労様でした。

議事録は、農業委員会等に関する法律第33条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議長

署名委員

署名委員